



阪神水道企業団公報

平成29年3月14日(火)
号外

毎月15日発行

目次

◇監査公表◇

- 平成28年度定例監査結果の公表

◇監査公表◇

監公第3号

平成29年3月10日

阪神水道企業団監査委員 川内清尚

同 真鍋修司

監査公表

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、平成28年度定例監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり報告する。

記

平成28年度定例監査結果

第1 監査の概要

1 監査対象部局

- 総務部 総務課
- 同 経営企画課（企画調整担当を含む。）
- 同 財務課
- 技術部 浄水計画課
- 同 施設管理課
- 同 工務課
- 同 浄水管理事務所
- 同 送水センター
- 同 水質試験所

議会事務局

2 監査の対象及び範囲

平成28年4月1日から同年12月31日までににおける財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

- (1) 職員の服務状況
- (2) 文書の処理保管状況
- (3) 予算の執行状況
- (4) 経理処理及び金銭の出納保管状況

- (5) 契約の事務状況
- (6) 物品の検収及び出納保管状況
- (7) 財産の取得管理状況
- (8) 導送配水の業務状況
- (9) 工事の設計、施工監督及び検査実施状況
- (10) その他の事項

3 監査の基本方針

平成28年度執行の事務事業が効果的かつ経済的に行われているか、また、合理的に運営されているかに着目し、事業の全部門を監査した。

4 監査の期間

平成29年1月23日から平成29年3月3日まで

5 監査の方法

監査の実施に当たっては、監査対象項目について、監査対象部局より提出された監査資料に基づき、書類、帳簿、証拠書類その他の記録との照合、分析、質問等の方法により審査するとともに、阪神水道企業団監査事務実施要綱（平成24年7月31日監査委員決裁）第22条に規定する監査等の着眼点第1、第2及び第3から適宜選択し、実地において監査した。

第2 監査の結果

1 監査結果

監査の結果、各部局における財務に関する事務の執行は、おおむね適正に処理されており、経営に係る事業の管理は適切に行われていたが、一部改善又は検討を要する事項が認められたため、以下のとおり意見及び要望を付する。

2 監査意見及び要望事項

(1) 職員の服務状況

平成28年12月31日時点の職員数（特別職を除く。）は、定員241名に対し、現員も同じく241名であるが、そのうち23名については再任用、他団体からの派遣、嘱託及び臨時職員となっている。これらの内訳については次表のとおりである。

定 員 現 員 比 較 表

（平成28年12月31日現在 特別職を除く。単位：人）

職 種	定 員	現 員	比 較	現 員 の 内 訳			
				一 般 職	再 任 用	派 遣 (※)	嘱 託 ・ 臨 時
事 務	65	64	△ 1	61	0	1	2
技 術	176	177	1	157	13	1	6
計	241	241	0	218	13	2	8

※「派遣」は他団体（神戸市及び大阪広域水道企業団）からの派遣職員。

次に、超過勤務について、年間超過勤務時間数を平成27年と比較すると、次表のとおりである。人数及び時間数は共に減少傾向にあるが、1か月当たりの時間数が60時間を超えている職員が散見された。また、年次有給休暇の取得について、

年間取得日数が5日に満たない職員が数名見受けられた。

これらについては、今後、超過勤務及び年次有給休暇ともに労働基準法見直しの動きがあるため、事前の情報収集に努め、時勢に遅れることのないよう対応準備を図られたい。

超過勤務時間数比較表

職種	年	年間超過勤務時間数			
		300～359時間	360～419時間	420～479時間	480時間以上
事務	H27	3人	2人	3人	1人
	H28	2人	5人	0人	0人
技術	H27	3人	0人	0人	0人
	H28	1人	0人	0人	0人

(注1)集計期間は、1月1日から12月31日まで。

(注2)集計対象は、5級以下の一般職員。(再任用、嘱託及び臨時職員を除く。)

次に、今年度において、度重なる遅参及び無断欠勤があった職員1名に対し、阪神水道企業団職員就業規則第30条第2項に基づき懲戒処分(減給)が行われていた。こうした事象は、他の職員の士気に影響する可能性があるため、引き続き経過観察し、必要に応じ再発防止策を講じられたい。改めて、企業団職員は、常に公務員としての自覚をもって職務に精励するよう求めるものである。

(2) 文書の処理保管状況

平成25年度から実施している文書管理の見直しに伴う諸作業については、書庫の整備及び収蔵文書の整理等、徐々に進捗しているものの、保存文書台帳については、総務課策定の「文書管理の手引」に基づいた整理が行われていない部署が多く見受けられ、作成方法の浸透が十分でないと思われる。そのため、担当課である総務課においては、台帳作成方法を始めとした文書管理方法の周知、指導を図られ、適正な文書管理の推進に努められたい。

また、出張命令伺簿については、記載方法及び決裁方法、記載が必要な用務の基準等が部署によって異なっていたため、実情に応じ、様式の見直しの必要性も含めて、効率性の観点から記載方法等の再整理を図られたい。

その他の文書については、一部の文書において軽易な誤記載及び押印漏れ等が散見されたものの、おおむね各種規程に基づき処理されていた。

次に、情報セキュリティ対策について、今年度、企業団の情報セキュリティリスクを客観的に把握及び評価するため、「情報セキュリティリスクアセスメント」を実施しており、評価結果としては、一定の情報セキュリティ水準は達成しているものの、運用面においていくつかの課題が判明している。

今後は、評価結果を受けて策定された「情報セキュリティ対策実施計画」に基づき、安全性と効率性のバランスを保ちつつ、セキュリティ強化の施策を着実に推進されたい。

(3) 予算の執行状況

平成28年12月31日現在の予算執行状況については、次表のとおりである。

今年度は、建設改良費中の固定資産購入費の一部において、低執行及び執行残

による追加購入が見受けられた。低執行となった要因は主に、競争入札により低落札となったことが大きな要因であるため、やむを得ないものと考えられるが、今後も予算要求段階における精査（複数者からの見積書徴収等）を行った上で、計画的な予算執行に努められたい。

予 算 執 行 状 況 表

(平成28年12月31日現在 単位：千円)

科 目	当初予算額	補 正 予算額	予 算 現 額	執 行 済 額	執行率 (%)	1月～3月 執行予定額	最終予定 執行率 (%)
水道事業収益	21,079,652	0	21,079,652	15,112,480	71.7	5,966,397	100.0
営業収益	19,193,056	0	19,193,056	14,560,057	75.9	4,626,109	100.0
営業外収益	1,478,595	0	1,478,595	142,446	9.6	1,340,288	100.3
特別利益	408,001	0	408,001	409,977	100.5	0	100.5
水道事業費用	20,673,115	0	20,673,115	6,167,411	29.8	13,308,987	94.2
営業費用	17,744,261	0	17,744,261	4,592,399	25.9	11,969,716	93.3
営業外費用	2,107,850	0	2,107,850	759,012	36.0	1,339,271	99.5
特別損失	816,004	0	816,004	816,000	100.0	0	100.0
予備費	5,000	0	5,000	0	0.0	0	0.0
資本的収入	1,938,179	0	1,938,179	810,349	41.8	438,737	64.4
企業債	908,000	0	908,000	0	0.0	214,000	23.6
出資金	1,030,175	0	1,030,175	810,127	78.6	220,048	100.0
国庫補助金	1	0	1	0	0.0	4,689	—
固定資産 売却代金	1	0	1	222	—	0	—
工事負担金	1	0	1	0	0.0	0	0.0
その他 資本収入	1	0	1	0	0.0	0	0.0
資本的支出	2,133,318 11,533,747	0	13,667,065	4,669,984	34.2	7,099,128	86.1
建設改良費	2,133,318 3,957,709	0	6,091,027	241,192	4.0	3,951,891	68.8
企業債 償還金	5,711,012	0	5,711,012	2,838,756	49.7	2,872,248	100.0
水利負担金	681,025	0	681,025	406,035	59.6	274,989	100.0
国庫補助金 返還金	1	0	1	0	0.0	0	0.0
出資金 返還金	1,184,000	0	1,184,000	1,184,000	100.0	0	100.0

(注) 当初予算額の上段は繰越額

(4) 経理処理及び金銭の出納保管状況

経理処理及び金銭の出納保管状況については、例月出納検査において報告しているとおおり、計数に過誤はなく適正であった。

また、地方公営企業法施行令第22条の5第1項の規定に基づく出納取扱金融機関等に対する検査も実施され、その結果も適正であった。

なお、今年度の手当及び出張旅費支給に係る事務処理において、手当における支給金額及び戻入時の科目の誤り並びに出張旅費における通勤手当支給区間の重

複支給が見受けられた。これらについては、例月出納検査においても要望しているが、改めて、現在のチェック方法及び体制について、不十分な所があれば早急に見直した上で強化を図り、再発防止に努められたい。

(5) 契約の事務状況

平成28年12月31日現在の主要契約状況については、次表のとおりである。

設計金額250万円以上の主要契約142件のうち、随意契約の件数は50件であり、全体に占める割合が約35パーセントとなっている。

随意契約の内訳は、緊急工事1件、プロポーザル方式による業務委託3件を除いた全てが特命による随意契約であるが、履行内容（設備又は機器の保守、点検、整備等）の専門性を考慮するとやむを得ないものと考えられる。

また、物品売買及びその他請負契約において、指名競争入札が10件行われている。履行内容の特殊性及び事務の効率化の観点からと考えられるが、入札契約手続の実施に当たっては、経済性、公平性及び透明性の確保に努めるとともに、事業執行の迅速化及び効率化も考慮した上で慎重に判断し執り行われたい。

主要契約状況表（設計金額250万円以上）

（平成28年12月31日現在 単位：千円）

区 分	工事請負契約		物品売買契約		その他請負契約		計	
	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額
一般競争入札	51	2,544,323	9	766,522	22	310,707	82	3,621,553
指名競争入札	0	0	7	30,438	3	41,645	10	72,083
随 意 契 約	27	558,770	3	36,153	20	397,995	50	992,919
合 計	78	3,103,094	19	833,113	45	750,347	142	4,686,554

(6) 物品の検収及び出納保管状況

物品の検収については、適正に処理されていたが、消耗工器具備品整理簿において、残高数量と保存現況数量の不一致等の軽微な誤りが散見されたため、適正に処置されたい。

また、貯蔵品の受入れ及び払出しについては、各種規程に基づき、貯蔵品出納簿及び貯蔵品受払整理簿により適正に整理及び管理されていた。

(7) 財産の取得管理状況

住吉木造公舎跡地の売却について、以前から様々な取組を実施してきており、今年度においては、売却希望価格の見直しを行った上で、今年2月に改めて一般競争入札が実施されたが、入札には至らなかった。今後は、売却に至らなかった要因を分析した上で対応策を講じ、早期の売却に努められたい。

次に、土地の有効活用について、民間事業者へ一時貸付を行っている木川駐車場（大阪市淀川区木川東2）において、より有益な活用策を調査検討した結果、新たな事業者との契約締結により、年間約620万円（83.9パーセント）増収する見込みとなった。

また、その他の保有地についても、事業用定期借地権の活用等により収益確保に努めており成果を上げている。今後とも保有地の有効活用に当たっては、より

有効な活用方法を調査検討するとともに、安定した収益の確保に努められたい。

(8) 導送配水の業務状況

平成28年12月31日現在の給水量は、229,452,020立方メートルで、前年度同期の給水量228,042,710立方メートルと比較すると、1,409,310立方メートル（0.6パーセント）増加している。

次に、昨年12月及び今年1月に大道取水場で発生した2件の導水ポンプ全台停止事故については、構成市の協力もあり給水業務に影響はなかったものの、いずれもポンプ運転に必要な機器の故障が原因であった。今後このような事故が発生することのないよう、重要設備の安定運転継続に必要な措置を講じ、引き続き安定供給に努められたい。

次に、危機管理対策については、昨年度までの外部有識者からの評価内容の周知、及び危機管理の取組を再評価するという観点から、職員に対しワークショップを開く等の取組を実施している。今後は、昨年度の評価内容を踏まえ、策定済各種マニュアルの整理に努め、事業継続計画の策定については、構成市とも意見交換を図りながら着実に推進されたい。

また、将来発生することが懸念される南海トラフ巨大地震への備えとして、震災経験を風化させないための職員向け研修や、事務系職員を対象とした応急給水訓練等を実施している。今後とも、昨年4月に発生した熊本地震における応急給水活動等の経験を踏まえ、企業団内外における各種訓練をはじめ、研修等の取組を継続的に実施することにより、更なる職員の危機管理対応能力の向上に努められたい。

(9) 工事の設計、施工監督及び検査実施状況

工事の設計、施工監督及び検査の実施状況については、各種規程に基づきおおむね適正に行われていたが、一部の工事において、予算整理簿と設計金額の不一致が見受けられた。設計金額修正の情報共有ができなかったことに原因があったと推察されるため、再発防止に努められたい。

また、工事の進捗について、特に改修工事等の大規模工事においては、適切な計画を立てることはもとより、関連工事等へ与える影響が大きいいため、相互間の調整を十分に図り、効率的な施工に努められたい。

(10) その他の事項

平成28年10月1日から施行された阪神水道企業団公用車管理規程第3条の「安全運転管理者」について、本制度の趣旨に鑑みると、安全運転管理者が長期に法定業務（道路交通法施行規則第9条の10）を行うことができない状況が生じた際、責任の所在を明確にするための措置は必要である。そのため、副安全運転管理者を任意で選任する等、制度の趣旨に沿い安全運転管理業務の改善に努められたい。

また、同規程第15条の「私有車の公務使用の禁止」について、現在企業団では、私有車の公務使用は、所属長の承認により特別に認めているが、現状のままでは規程に抵触する可能性があるため、合規性の観点から、別途要綱を制定する等、早期に措置されたい。

なお、要綱等の制定に当たっては、事故が発生した際の損害賠償等の責任範囲

及び旅費の取扱いが明確となるよう求めるものである。

次に、管外出張旅費の支給について、現在、交通費においては、新幹線利用を伴う出張は、「ひかり号」の利用を原則としており、また、宿泊料においては、会議等の主催者からの宿泊先斡旋の有無により支給金額を変える等の運用を行っているが、社会情勢の変化等を踏まえ、適宜、見直しを行うことが必要である。そのため、国や他事業体の運用状況を踏まえ、見直しの必要性について検討されたい。

(むすび)

近年の水需要減少等の水道事業を取り巻く大きな変化や、平成29年度から新たに構成市として加入する宝塚市への供給開始等の企業団における経営環境の変化に対応していくため、現在「水道用水供給ビジョン」の見直しが進められている。策定に当たっては、構成市及び近隣水道事業体等との連携強化を始め、費用負担（分賦金制度）の見直し及び施設規模の適正化等について、構成市とも十分に協議を重ね、充実した内容となることを期待する。

また、企業団の財政状況については、近年、収支改善の基調にあり、今年度においても純利益を計上する見込みとなっているが、なお多額の欠損金を有しており、この解消をどのように図っていくかが課題である中、老朽施設の更新や耐震化、災害リスク対策を進めて行く必要があり、企業団の経営環境は厳しくなることが予想されるため、今後とも、より慎重な判断の下、経営に臨まれたい。

最後に、事業運営に当たっては、合規性はもとより、経済性の発揮を常に意識し、日々の業務に精進され、企業団の使命である「安全な水の安定供給」を持続されることを期待し、報告を終わる。